

石川県公報

平成 23 年 2 月 25 日
第 1 2 3 6 8 号 (金曜日)
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示			
○ 救急病院の認定	(医療対策課)	1	○ 政治団体の届出の公表 4
○ 救急診療所の認定	(同)	2	○ 政治団体の届出事項の異動の届出の公表 5
○ 一般国道の区域の変更	(道路整備課)	2	○ 政治団体の解散の届出の公表 6
○ 県道の供用の開始	(同)	2	○ 資金管理団体の指定の届出の公表 6
○ 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法	(同)	2	○ 資金管理団体の指定の取消しの届出の公表 7
公 告			監 査 委 員
○ 会計監査人の選定に係る企画提案書の募集公告	(総 務 課)	3	○ 定期監査結果公表 7
選挙管理委員会			人事委員会
○ 不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定の取消し		4	○ 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則 8

告 示

石川県告示第66号
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成23年 2 月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
石 川 県 立 中 央 病 院	金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地	平成23年 2 月 1 日	平成26年 1 月31日
金 沢 聖 霊 総 合 病 院	金沢市長町 1 丁目 5 番30号	〃	〃
南 ケ 丘 病 院	金沢市馬替 2 丁目125番地	〃	〃
金 沢 赤 十 字 病 院	金沢市三馬 2 丁目251番地	〃	〃
国家公務員共済組合連合会北陸病院	金沢市泉が丘 2 丁目13番43号	〃	〃
独立行政法人国立病院機構 金 沢 医 療 セ ン タ ー	金沢市下石引町 1 番 1 号	〃	〃
金 沢 大 学 附 属 病 院	金沢市宝町13番 1 号	〃	〃
N T T 西 日 本 金 沢 病 院	金沢市下新町 6 番26号	〃	〃
金 沢 市 立 病 院	金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号	〃	〃
社 団 法 人 石 川 勤 労 者 医 療 協 会 城 北 病 院	金沢市京町20番 3 号	〃	〃
金 沢 西 病 院	金沢市駅西本町 6 丁目15番41号	〃	〃
社 会 医 療 法 人 財 団 董 仙 会 恵 寿 総 合 病 院	七尾市富岡町94番地	〃	〃
公 立 羽 咋 病 院	羽咋市の場町松崎24番地	〃	〃
津 幡 町 国 民 健 康 保 険 直 営 河 北 中 央 病 院	河北郡津幡町字津幡口51番地 2	〃	〃
金 沢 医 科 大 学 病 院	河北郡内灘町字大学 1 丁目 1 番地	〃	〃
公 立 穴 水 総 合 病 院	鳳珠郡穴水町字川島夕の 8 番地	〃	〃

石川県告示第67号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成23年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
加 藤 胃 腸 科 外 科 医 院	金沢市神宮寺1丁目9番8号	平成23年2月1日	平成26年1月31日
細 川 整 形 外 科 医 院	金沢市笠舞本町1丁目6番23号	〃	〃
加 藤 整 形 外 科 医 院	金沢市本江町8番18号	〃	〃
横 浜 外 科 整 形 外 科 医 院	金沢市小坂町北195番地2	〃	〃
木 田 医 院	金沢市小立野5丁目12番15号	〃	〃

石川県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成23年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
360号	小松市沖町ナ39番1地先から	旧	29.80～49.17	40.7	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市沖町27番1地先まで	新	30.00～49.17	40.7	

石川県告示第69号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成23年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
宮 永 横 川 町 線	白山市福増町453番3地先から 白山市福増町511番2地先まで	平 成 2 3 年 2 月 2 5 日	石 川 土 木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第70号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	金沢停車場南線	金沢市増泉二丁目194番1地先から 金沢市米泉町一丁目71番1地先まで

2 指定する期日

平成23年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするた
めやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注
意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メー
トル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）
の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、
車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、
上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

会計監査人の選定に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

平成23年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務の名称

石川県公立大学法人会計監査人

(2) 業務の内容

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条の規定による石川県公立大学法人の
監査及びそれに付随する業務。

(3) 契約期間

その選定の日以降最初に終了する事業年度の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく石川県知事の
承認の日まで。ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情がない限り、平成24事業年度及び平成25事業
年度についても、再任する方針とする。

2 応募資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第1項に規定する外国公認会計士を含む。）又
は監査法人であること。また、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者でな
いこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 石川県内に事務所を設置している者であること。

3 企画提案募集要項の交付場所等

(1) 交付場所及び問い合わせ場所

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部県立大学法人化準備室

電話 076-225-1238

(2) 交付方法

ア 書面の交付方法

(1)の交付場所において交付する。

イ 電磁的方法による交付方法

石川県総務部総務課ホームページ（<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/index.html>）に掲載、ダウンロードす

る方法により交付する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問い合わせ場所

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部県立大学法人化準備室

電話 076 - 225 - 1238

(2) 提出の期限及び方法

ア 提出期限 平成23年 3 月16日 (水) 午後 5 時

イ 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

5 企画提案書の採否及び契約

(1) 審査は、提出された企画提案書により行い、企画提案者からのプレゼンテーションは行わない。

(2) 企画提案書の採否について、応募者に文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約に係る協議を行い、合意に至った場合、会計監査人として選任する。

(3) 石川県知事が石川県公立大学法人に対して会計監査人を選任した旨の通知を行い、同法人が選定された会計監査人と監査契約を締結する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出された書類等の機密保持には、十分配慮する。

(3) 詳細は、企画提案募集要項による。

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第 7 号

公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

平成23年 2 月25日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
救護施設 七尾更生園	七尾市中挾町い部12番地

石川県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出があったので、法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成23年 2 月25日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
自由民主党石川県 金沢市第二十七支部	下 沢 広 伸	野 志 学	金沢市栗崎町 2 丁目334番 地	平成23年 1 月28日
自由民主党石川県 金沢市第二十八支部	高 岩 勝 人	佐 野 義 也	金沢市みずき 1 丁目224番 地	平成23年 1 月28日

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
新田ひろゆき後援会	大 島 洋 文	吉 田 伊久男	小松市下牧町ホ27 - 1	平成23年 1 月 4 日
木下ひろゆき後援会	宮 崎 浩 一	古 田 政 敏	能美市中町ソ82番地	平成23年 1 月11日
長 坂 星 児 後 援 会	長 坂 星 児	長 坂 慎 太 郎	金沢市石引 4 - 7 - 1 アゼリアガーデン石引405	平成23年 1 月13日
主 権 在 民 の 会	東 度 長 司	東 度 愛 子	河北郡内灘町大根布 8 丁目 103番地	平成23年 1 月14日
ぜんだ善彦後援会	元 山 利 朗	土井原 弘	能美市岩内町又11番地	平成23年 1 月17日
羽咋再生市民会議	浅 野 俊 二	高 田 甚 哉	羽咋市御坊山町 9 番地 8	平成23年 1 月18日
本 明 勝 後 援 会	本 明 勝	本 明 勝	金沢市畝田西 4 丁目34 - 2	平成23年 1 月19日
む ぎ た 徹 を 市 議 に す る 会	山 本 保	寺 田 隆	金沢市疋田 2 丁目129番地	平成23年 1 月20日
中 村 義 彦 後 援 会	茅 納 弘 幸	清 水 一 男	石川郡野々市町本町 1 丁目 37番10号	平成23年 1 月21日
石 川 県 失 業 者 対 策 推 進 協 議 会	鶴 本 明 夫	寺 本 末 子	金沢市高柳町 1 - 35 - 1	平成23年 1 月21日
太田ありひこ後援会	山 二 光 三	太 田 隆	金沢市笠舞 3 - 7 - 12	平成23年 1 月26日
小 山 栄 後 援 会	川 崎 正 栄	地 原 寿	輪島市三井町中永長39番の 2 地	平成23年 1 月27日
表 靖 二 小 松 市 連 合 後 援 会	橋 明 久	橋 謙 治	小松市松生町124 - 5	平成23年 1 月27日
前 誠 一 後 援 会	前 誠 一	前 靖 人	金沢市不動寺町ホ128	平成23年 1 月27日

石川県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第 7 条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 2 月25日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党宝達志水町支部	代 表 者	北 本 俊 一	金 田 之 治	平成23年 1 月12日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
山出保氏を後援する金沢市町会連合会役員有志の会	会計責任者	酒 井 博	篠 田 時 治	平成23年 1 月 5 日
新 生 ク ラ ブ	代 表 者	高 崎 一 郎	坂 本 清 一	平成23年 1 月 7 日
福 田 晃 悦 後 援 会	主たる事務所 の所在地	羽咋郡志賀町矢蔵谷井 一番地五	羽咋郡志賀町印内子の 1	平成23年 1 月12日
稲 垣 清 也 後 援 会	主たる事務所 の所在地	加賀市片山津温泉ヒ17 - 1	加賀市片山津温泉ヒ17 - 6	平成23年 1 月20日
大 宮 正 を 励 ま す 会	代 表 者	今 寺 研 治	中小田 定 幸	平成23年 1 月20日

小 阪 栄 進 後 援 会	主たる事務所 の所在地	金沢市山の上町33 - 19	金沢市元町2 - 3 - 10	平成23年1月20日
	代 表 者	荒 屋 松 一	西 岡 滋	
東 ま さ ゆ き 後 援 会	代 表 者	中 清 二	浦 眞 明	平成23年1月25日
秋 島 と お る 後 援 会	会計責任者	秋 島 恭 代	谷 内 一 宣	平成23年1月26日
広 風 会	主たる事務所 の所在地	白山市北成町206	白山市上小川町168	平成23年1月28日
	代 表 者	安 田 竹 司	作 野 広 昭	
	会計責任者	西 村 瑞 恵	作 野 淳 子	

石川県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年2月25日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
自由民主党石川県松任市・石川郡西部第一支部	平成23年1月28日

(政党の支部以外の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
山出保氏を後援する金沢市町会連合会役員有志の会	平成23年1月5日
鈴 木 準 一 後 援 会	平成23年1月7日
宮 地 お さ む 後 援 会	平成23年1月12日
協 同 組 合 金 沢 問 屋 セ ン タ ー 山 出 保 後 援 会	平成23年1月13日
本 明 勝 後 援 会	平成23年1月18日
羽 昨 再 生 市 民 会 議	平成23年1月18日
世 界 都 市 を つ く る 会	平成23年1月24日
や ま で 保 連 合 後 援 会	平成23年1月24日
い し お 会 野 々 市 支 部 後 援 会	平成23年1月25日
中 川 石 雄 石 輪 会	平成23年1月25日
中 川 石 雄 さ く ら 会	平成23年1月25日
中 川 石 雄 す み れ 会	平成23年1月25日
中 川 石 雄 友 の 会	平成23年1月25日
中 川 石 雄 鳥 越 会	平成23年1月25日
仙 田 忍 後 援 会	平成23年1月27日
中 野 眞 治 郎 後 援 会	平成23年1月27日
表 靖 二 小 松 市 連 合 後 援 会	平成23年1月27日
小 山 栄 後 援 会	平成23年1月27日

石川県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成23年2月25日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定届受理年月日
本 明 勝	金 沢 市 議会議員	本 明 勝 後 援 会	金沢市畝田西4丁目 34 - 2	本 明 勝	平成23年 1月19日

石川県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成23年2月25日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の取消しの届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消届受理年月日
本 明 勝	本 明 勝 後 援 会	金沢市畝田西4丁目34 - 2	本 明 勝	平成23年1月18日
山 出 保	世界都市をつくる会	金沢市みどり3 - 21 - 2	山 出 保	平成23年1月24日
仙 田 忍	仙 田 忍 後 援 会	七尾市熊淵町シ部13番地	仙 田 忍	平成23年1月27日
作 野 広 昭	広 風 会	白山市上小川町168	作 野 広 昭	平成23年1月28日

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成22年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年2月25日

石川県監査委員 中 村 勲
同 北 村 繁 盛
同 東 方 俊 一 郎
同 喜 田 羊 支 子

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
金 沢 錦 丘 高 等 学 校	平成23年2月3日	平成22年11月末日	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金 沢 錦 丘 中 学 校	〃	〃	〃
ろ う 学 校	〃	〃	〃
明 和 特 別 支 援 学 校	〃	〃	〃
金 沢 中 央 高 等 学 校	〃	〃	〃
保 育 専 門 学 園	〃	〃	〃
石川障害者職業能力開発校	〃	〃	〃
畜 産 総 合 セ ン タ ー	平成23年2月10日	〃	〃
鹿 西 高 等 学 校	〃	〃	〃
七 尾 港 湾 事 務 所	〃	〃	〃
北 部 家 畜 保 健 衛 生 所	〃	〃	〃
七 尾 産 業 技 術 専 門 校	平成23年2月15日	〃	〃
七 尾 高 等 学 校	〃	〃	〃
七 尾 城 北 高 等 学 校	〃	〃	〃
七 尾 東 雲 高 等 学 校	〃	〃	〃

人 事 委 員 会

石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第一号

石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（昭和四十六年石川県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条中「石川県人事委員会」の下に「(以下この条において「人事委員会」といふ。)」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める場合は、人事委員会の同意があつたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。